

## 第2編 伊那中央行政組合議会定例会の回数に関する条例

### 伊那中央行政組合議会定例会の回数に関する条例

昭和38年6月4日

条例第2号

改正 昭和41年3月10日 条例第7号  
平成10年4月1日 条例第1号  
平成23年6月20日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、議会の定例会の回数を定めるものとする。

(定例会の回数)

第2条 組合議会の定例会の回数は、年3回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月20日から適用する。

附 則（昭和41年3月10日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月20日条例第1号）

この条例は、平成23年6月20日から施行する。